

# 茂原市私道舗装工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域環境の整備を図るため私道を利用し、かつこれに隣接している者が行う私道の舗装工事（以下「工事」という。）事業に要する経費について、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に定める道路以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されているものをいう。

(補助対象私道)

第3条 工事の補助対象となる私道は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 幅員が1.8メートル以上あるもの
- (2) 両端又は一端が公道に接しているもの
- (3) 築造後10年以上経過しているもの
- (4) 5世帯以上の住居が隣接しているもの
- (5) 工事する土地を分筆してあるもの

(工事の内容)

第4条 工事の内容及び構造又は規格は、次の表のとおりとする。

区 分	内 容	構造又は規格（単位ミリメートル）	
舗装工事	アスファルト舗装新設	表層 40	路盤 100
	アスファルト舗装補修 （オーバーレイ）	表層 30～40	
	コンクリート舗装新設	表層 100	路盤 150

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、私道舗装工事補助金交付申請書(別記第1号様式)に当該土地所有者及び隣接土地所有者の同意書を添え市長に申請しなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、その適否を決定し、申請者に補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(請求)

第7条 申請者は、補助金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出するものとする。

(補助対象の種目、経費及び補助率)

第8条 補助対象となる事業の種目、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 私道舗装基準は、廃止する。

別 表

種 目	経 費	幅 員	補 助 率
舗装工事 事業	舗装工事 費	1. 8m以上	両端が公道に接する私道又は一端が公共施設 等に接する私道 工事費の6/10
		4. 0m未満	一端が公道に接する私道 工事費の5/10
		4. 0m以上	両端が公道に接する私道又は一端が公共施設 等に接する私道 工事費の8/10
			一端が公道に接する私道 工事費の5.5/10

別記

第1号様式（第5条）

令和 年 月 日

### 私道舗装工事補助金交付申請書

茂原市長 様

住所又は所在地

申請者

氏名又は代表者氏名

年度において次のとおり補助金を交付くださるよう申請します。

補助金の名称	
交付申請額	
添付書類	1 事務・事業計画書 2 実施設計書 3 その他
着手及び完了 予定年月日	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日

補助金交付決定通知書

住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

茂原市長

印

年 月 日付けで申請のあつた補助金の交付について、次のとおり決定したので、第6条の規定により通知します。

補助金の名称	
補助対象経費	
交付決定額	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を、得ること。</li><li>2 補助事業を中止するときは、市長の承認をえること。</li><li>3 補助事業が予定の期間内に完成しないときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li><li>4 以後3年間、水道、ガス等の地下埋設のための道路掘削をしないこと。</li></ol>

年 月 日

## 補助金交付請求書

茂原市長 様

住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け茂土道指令第 号で交付決定のあつた補助金等について、  
第7条の規定により次のとおり請求します。

補助金の名称	
交付決定額	
交付請求額	
添付書類	1 交付決定通知書 2 その他